

○大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱

(傍線の部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年<u>3月1日</u>条例第4号。以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年<u>4月1日</u>規則第49号。以下「規則」という。）の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可、許可の更新及び事業に係る変更手続並びに許可業者の搬入に関する事務手続に関し必要な事項を定め、もって許可事務を円滑に行うことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 この要綱において「許可業者」とは、法第7条第1項又は第2項の規定により<u>本市</u>の許可を受けた者をいう。</p> <p>6-7 (略)</p> <p>(新規許可及び更新許可の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>同条同項</u>第4号に定める事業の用に供する車両又は船舶の保管場所の位置図及び付近の見取図（車両格納庫〔第6号様式〕）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号。以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年規則第49号。以下「規則」という。）の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可、許可の更新及び事業に係る変更手続並びに許可業者の搬入に関する事務手続に関し必要な事項を定め、もって許可事務を円滑に行うことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 この要綱において「許可業者」とは、法第7条第1項又は第2項の規定により<u>大阪市長</u>の許可を受けた者をいう。</p> <p>6-7 (略)</p> <p>(新規許可及び更新許可の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第15条第2項</u>第4号に定める事業の用に供する車両又は船舶の保管場所の位置図及び付近の見取図（車両格納庫〔第6号様式〕）</p>

改正前	改正後
<p>(3) (略)</p> <p>アーエ (略)</p> <p>オ 事務所及び事業場の所在地一覧表 (第 11 号様式)</p> <p>カーク (略)</p> <p>ケ 申請者が法人の場合、役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。) 全員、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号第 4 条の 7)</u> に規定する使用人 (以下「政令使用人」という) 及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真 (縦 4 <u>cm</u>×横 3 <u>cm</u>程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式)</p> <p>コ 申請者が個人の場合、申請者及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真 (縦 4 <u>cm</u>×横 3 <u>cm</u>程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式) 及び資産に関する調書 (根拠資料等の提出を求める場合がある。) (第 16 号様式)</p> <p>サ 申請者が未成年者の場合、法定代理人 (法定代理人が法人である場合にはその役員) の顔写真 (縦 4 <u>cm</u>×横 3 <u>cm</u>程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) - (2) (略)</p> <p>(3) 申請者に法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する法定代理人又は<u>政令第 4 条の 7 に規定する使用人</u>がある場合、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>(4) 申請者が法人の場合、発行済株式総数の<u>百分の五</u>以上の株式を有する株主又は出資の額の</p>	<p>(3) (略)</p> <p>アーエ (略)</p> <p>オ 事務所及び事業場の所在地一覧表 (第 11 号様式)</p> <p>カーク (略)</p> <p>ケ 申請者が法人の場合、役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。) 全員、<u>政令第 4 条の 7 に規定する使用人</u> (以下「政令使用人」という) 及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真 (縦 4 センチメートル×横 3 センチメートル程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式)</p> <p>コ 申請者が個人の場合、申請者及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真 (縦 4 <u>センチメートル</u>×横 3 <u>センチメートル</u>程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式) 及び資産に関する調書 (根拠資料等の提出を求める場合がある。) (第 16 号様式)</p> <p>サ 申請者が<u>営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者</u>の場合、法定代理人 (法定代理人が法人である場合にはその役員) の顔写真 (縦 4 <u>センチメートル</u>×横 3 <u>センチメートル</u>程度) を貼付した名簿 (第 15 号様式)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) - (2) (略)</p> <p>(3) 申請者に法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する法定代理人又は<u>政令使用人</u>がある場合、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>(4) 申請者が法人の場合、発行済株式総数の <u>100 分の 5</u>以上の株式を有する株主又は出資の額</p>

改正前	改正後
<p>百分の五以上の額に相当する出資をしている者（以下「株主等」という。）があるときは、株主等が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>4－7（略）</p> <p>（許可の事務に係る変更）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 申請者の印鑑証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）</p> <p>ウーカ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>アーイ（略）</p> <p>ウ 予め、顔写真を提出している場合、顔写真（縦4cm×横3cm程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>エ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 規則第15条第1項第9号に定める申請者が<u>未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない者に限る）</u>である場合の法定代理人の氏名及び住所を変更する場合</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 従業者名簿（第3号様式）（法定代理人が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 顔写真（縦4cm×横3cm程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>オ 法定代理人の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る）</p> <p>カーキ（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>アーイ（略）</p>	<p>の<u>100分の5</u>以上の額に相当する出資をしている者（以下「株主等」という。）があるときは、株主等が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>4－7（略）</p> <p>（許可の事務に係る変更）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 申請者の印鑑証明書（法人にあつては、その代表者<u>印</u>の印鑑証明書）</p> <p>ウーカ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>アーイ（略）</p> <p>ウ 予め、顔写真を提出している場合、顔写真（縦4<u>センチメートル</u>×横3<u>センチメートル</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>エ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 規則第15条第1項第9号に定める申請者が<u>営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者</u>である場合の法定代理人の氏名及び住所を変更する場合</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 従業者名簿（第3号様式）（法定代理人が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る。）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 顔写真（縦4<u>センチメートル</u>×横3<u>センチメートル</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>オ 法定代理人の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る。）</p> <p>カーキ（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>アーイ（略）</p>

改正前	改正後
<p>ウ 従業者名簿（第3号様式）（新役員が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 顔写真（縦4 <u>cm</u>×横3 <u>cm</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ 役員の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る）</p> <p>クーケ （略）</p> <p>(7) 規則第15条第1項第11号に定める申請者に<u>政令第4条の7に定める使用人</u>がある場合で、使用人の氏名及び住所を変更する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 従業者名簿（第3号様式）（<u>使用人</u>が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 顔写真（縦4 <u>cm</u>×横3 <u>cm</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>オ <u>使用人</u>の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る）</p> <p>カーキ （略）</p> <p>(8)－(9) （略）</p> <p>2 規則第20条第2項に定める一般廃棄物収集運搬業の事業に係る変更をあらかじめ市長に届け出て、その承認を受ける場合、記載事項変更承認申請書（第20号様式）に次に掲げる書類（各号の変更に係るものに限る）を添えるものとする。</p> <p>(1) 規則第15条第1項第4号に定める事業の用に供する施設の種類及び数量を変更する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 承認車両の増車の場合、作業対象名簿（第4号様式）（作業対象が新規増加した場合のみ提出_。）、承認車両増車申請書（第21号様式）</p>	<p>ウ 従業者名簿（第3号様式）（新役員が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る_。）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 顔写真（縦4 <u>センチメートル</u>×横3 <u>センチメートル</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ 役員の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る_。）</p> <p>クーケ （略）</p> <p>(7) 規則第15条第1項第11号に定める申請者に<u>政令使用人</u>がある場合で、政令使用人の氏名及び住所を変更する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 従業者名簿（第3号様式）（<u>政令使用人</u>が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る_。）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 顔写真（縦4 <u>センチメートル</u>×横3 <u>センチメートル</u>程度）を貼付した名簿（第15号様式）</p> <p>オ <u>政令使用人</u>の自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る_。）</p> <p>カーキ （略）</p> <p>(8)－(9) （略）</p> <p>2 規則第20条第2項に定める一般廃棄物収集運搬業の事業に係る変更をあらかじめ市長に届け出て、その承認を受ける場合、記載事項変更承認申請書（第20号様式）に次に掲げる書類（各号の変更に係るものに限る_。）を添えるものとする。</p> <p>(1) 規則第15条第1項第4号に定める事業の用に供する施設の種類及び数量を変更する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 承認車両の増車の場合、作業対象名簿（第4号様式）（作業対象が新規増加した場合のみ提出）、承認車両増車申請書（第21号様式）、</p>

改正前	改正後
<p>式)、承認車・代車・臨時増車の作業報告書(第22号様式)(全ての承認車両及び臨時増車につき申請直前の1週間分)、入札業務に係る委託契約書の写し(当該入札業務に伴い一般廃棄物収集運搬業許可期間内の期間限定(1年間)で増車を申請する場合)、自動車検査証(増車車両分)の写し、車両使用承諾書(第10号様式)、承認車両の駐車場の使用権原を確認できる書類、使用車両明細(第2号様式)、車両格納庫(第6号様式)、車体表示の承認申請書(第8号様式)、車体デザイン図(第9号様式)。</p> <p>3 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第6条 条例第32条第1項第1号から第3号に定める一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料の徴収は、<u>大阪市会計規則第3号様式(第23号様式)</u>の納付書によるものとし、納付書は担当課が発行する。</p> <p>第2節 承認車両等 (承認車両)</p> <p>第7条 申請者が一般廃棄物の収集又は運搬に使用する車両は、<u>本市</u>の承認を受けた承認車両であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(車両)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号) <u>第40条の14第9項</u>に定める車種規制適合車等であること。</p> <p>(2) 許可業者がその事業に使用する一般廃棄物収集運搬車両で<u>本市</u>の指定する処理施設(以下「処理施設」という。)への搬入専用車両、<u>または、規則第15条の2第1項第3号</u>に定める分別収集を行うための運搬車であること。</p>	<p>承認車・代車・臨時増車の作業報告書(第22号様式)(全ての承認車両及び臨時増車につき申請直前の1週間分)、入札業務に係る委託契約書の写し(当該入札業務に伴い一般廃棄物収集運搬業許可期間内の期間限定(1年間)で増車を申請する場合)、自動車検査証(増車車両分)の写し、車両使用承諾書(第10号様式)、承認車両の駐車場の使用権原を確認できる書類、使用車両明細(第2号様式)、車両格納庫(第6号様式)、車体表示の承認申請書(第8号様式)、車体デザイン図(第9号様式)</p> <p>3 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第6条 条例第32条第1項第1号から第3号に定める一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料の徴収は、<u>大阪市会計規則(昭和39年規則第14号)</u>第3号様式の納付書によるものとし、納付書は担当課が発行する。</p> <p>第2節 承認車両等 (承認車両)</p> <p>第7条 申請者が一般廃棄物の収集又は運搬に使用する車両は、<u>市長</u>の承認を受けた承認車両であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(車両)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号) <u>第40条の14第5項</u>に定める車種規制適合車等であること。</p> <p>(2) 許可業者がその事業に使用する一般廃棄物収集運搬車両で<u>市長</u>の指定する処理施設(以下「処理施設」という。)への搬入専用車両<u>又は</u>規則第15条の2第1項第3号に定める分別収集を行うための運搬車であること。</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>(承認車両等の表示等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>ア 「大阪市許可」の文字(一文字あたりの大きさは、高さ15センチメートル、幅10センチメートル以上とする。ただし、道路運送車両法施行規則第2条に規定する軽自動車の平ボディトラックの場合、一文字あたりの大きさは、高さ10センチメートル、幅8センチメートル以上とする。)</p> <p>イーウ (略)</p> <p>(4)－(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時使用車両等)</p> <p>第11条 許可業者は、承認車両が故障や検査等により使用できない場合やごみの増量等により承認車両だけで収集できない場合において、承認車両以外の車両を臨時に使用するとき、使用の前日(担当課の執務時間に限る。)までに、臨時使用車両承認申請書(第25号様式)(当該車両の自動車検査証の写しを添付すること。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨時の場合であって、かつ、事前に臨時使用車両承認申請書の提出ができない場合(担当課の執務時間外を理由とする場合に限る)は搬入しようとする処理施設に予め電話連絡し当該臨時使用車両を使用できるものとする。ただし、この場合、当該処理施設に電話連絡を行った直近の担当課の執務時間に、臨時使用車両承認申請書(当該車両の自動車検査証の写しを添付すること。)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。</p> <p>3－8 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(承認車両等の表示等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>ア 「大阪市許可」の文字(一文字あたりの大きさは、高さ15センチメートル、幅10センチメートル以上とする。ただし、道路運送車両法施行規則<u>(昭和26年運輸省令第74号)</u>第2条に規定する軽自動車の平ボディトラックの場合、一文字あたりの大きさは、高さ10センチメートル、幅8センチメートル以上とする。)</p> <p>イーウ (略)</p> <p>(4)－(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時使用車両等)</p> <p>第11条 許可業者は、承認車両が故障や検査等により使用できない場合やごみの増量等により承認車両だけで収集できない場合において、承認車両以外の車両を臨時に使用するとき、使用の前日(担当課の執務時間に限る。)までに、臨時使用車両承認申請書(第25号様式)(当該車両の自動車検査証の写しを添付すること)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨時の場合であって、かつ、事前に臨時使用車両承認申請書の提出ができない場合(担当課の執務時間外を理由とする場合に限る。)は搬入しようとする処理施設に予め電話連絡し当該臨時使用車両を使用できるものとする。ただし、この場合、当該処理施設に電話連絡を行った直近の担当課の執務時間に、臨時使用車両承認申請書(当該車両の自動車検査証の写しを添付すること)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。</p> <p>3－8 (略)</p>

改正前	改正後
<p>第3節 許可を受けたものの処理施設への搬入 (搬入票)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 許可業者は、搬入票(第29号様式)の追加または交換を希望する場合、搬入票追加・交換発行申請書(第30号様式)により、<u>担当課</u>あて申請し、必要な指示を受けなければならない。</p> <p>4-5 (略)</p> <p>(承認車両使用上の留意事項)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認車両が各月単位で処理施設への搬入が無い場合、当該車両の稼働状況を承認車両使用状況報告書(第32号様式)により当該月の翌月10日までに担当課まで報告すること。</p> <p>第5章 一般廃棄物処理業に関する本市事務等 (事業の休廃止等にかかる様式)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2-3 (略)</p> <p>4 第5条第1項に規定するセキュリティコードを紛失し、滅失し、き損し、又は破損した場合は、セキュリティコード再交付申請書(第39号様式)により<u>届け出る</u>ものとする。</p>	<p>第3節 許可を受けたものの処理施設への搬入 (搬入票)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 許可業者は、搬入票(第29号様式)の追加または交換を希望する場合、搬入票追加・交換発行申請書(第30号様式)により、<u>市長</u>あて申請し、必要な指示を受けなければならない。</p> <p>4-5 (略)</p> <p>(承認車両使用上の留意事項)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認車両が各月単位で処理施設への搬入が無い場合、当該車両の稼働状況を承認車両使用状況報告書(第32-1号様式)により当該月の翌月10日までに担当課まで報告すること。</p> <p>(3) <u>家電リサイクル法対象品目を収集し、指定引取り場所に搬入した場合は収集状況を承認車両使用状況報告書(廃家電用)(第32-2号様式)により当該月の翌月10日までに担当課まで報告すること。</u></p> <p>第5章 一般廃棄物処理業に関する本市事務等 (事業の休廃止等にかかる様式)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2-3 (略)</p> <p>4 第5条第1項に規定するセキュリティコードを紛失し、滅失し、き損し、又は破損した場合は、セキュリティコード再交付申請書(第39号様式)により<u>申し込む</u>ものとする。</p>